

消費者教育の推進について 報告書概要

[◆消費者教育の体系化 / ◆神戸消費者教育センターのあり方]

(神戸市消費生活会議 消費者教育推進部会 報告書)

1 趣 旨

消費者の自立支援のための主要施策である消費者教育を体系的、総合的に推進するため、神戸市消費生活会議の専門部会として「消費者教育推進部会」（平成23年5月31日設置、部会長 甲南大学法科大学院 根岸 哲 教授）を設置し、消費者教育の体系化、及び神戸消費者教育センターのあり方について検討してきた。

このたび、本部会の報告書がまとまったので、以下のとおり、その概要について報告する。

2 消費者教育体系化の特徴と考え方

〈 消費者教育の体系シートの特徴 〉

- ① 消費者政策の基本理念である「消費者の権利」を意識しながら、学習者や指導者が体系的、総合的に、消費者教育を推進することができる。
- ② 幼児期から高齢期に至るまで、ライフステージに応じて、消費者の行動目標や学習内容を一覧表にまとめた。（報告書 第1表 ~ 第3表）
- ③ 保護者が、家庭教育として子供に消費生活のことを教えることが出来るよう、子供のライフステージごとに、留意するポイントを体系的にまとめた。（報告書 第4表）
- ④ 高齢者に対して、家族や見守り活動を行う地域の人が、消費生活の話をしたり、相談を受けるときに、留意するポイントを体系的にまとめた。（報告書 第4表）
- ⑤ 大規模災害に対する消費者の備えや非常時の行動目標について設定した。

(1) 消費者教育の理念と目標の設定

消費者教育を推進することによって、消費者が「自立した主体」となり、消費者被害の未然予防、豊かな消費生活の実現、持続可能な社会のための消費行動がとれるようになること等が期待されている。

そこで、体系化にあたって、下記のような消費者教育の理念と目標を設定した。

理念	主体的、社会的な消費行動がとれる「自立した消費者」をめざして
目標	① 自ら進んで必要な知識を習得し、必要な情報を収集する等、自らの消費生活を豊かにするため、自主的かつ合理的に行動できる消費者の育成 ② 消費行動を通じて、持続可能な社会の実現に貢献できる消費者の育成

(2) 体系化の軸

消費者の権利は、消費者基本法で、「安全が確保される権利」など、8つの権利が消費者政策の基本理念として挙げられている。（同法第2条）

消費者の権利を基に、体系化のための6つの軸を定め、消費者教育の行動目標や学習内容をまとめた。（表1）

6つの軸と消費行動との関係は、図1のとおりである。また、事例として「食」について学習する場合の具体的な学習内容は、図2のとおりである。

表1 消費者の権利と‘体系化の軸’の関係

消費者の権利	権利の実現に必要な消費者の主な学習内容	体系化の軸 (名称)
1) 基本的需要の充足	契約、金銭教育、市場経済、非常時の備え	①消費基本行動
2) 消費者の意見の反映	事業者の消費者対応、行政の消費者政策	
3) 教育の機会の確保	消費者問題への気づき、問題の背景の理解	
4) 安全の確保	商品・サービスの安全、情報のリスク管理	②安全確保
5) 必要な情報の提供	表示・マーク・企業提供情報、知的財産権	③商品情報の理解
6) 選択の機会の確保	ニーズに合った商品選択、環境に配慮した商品選択	④選 択
7) 消費者被害の救済	製品事故への対応、契約トラブルへの対応	⑤被害救済
8) 健全な環境の確保	環境に配慮した行動、ネットの社会的影響、非常時の冷静な消費行動	⑥環境及び社会的影響の理解

図1 消費者教育の‘体系化の軸’の関係

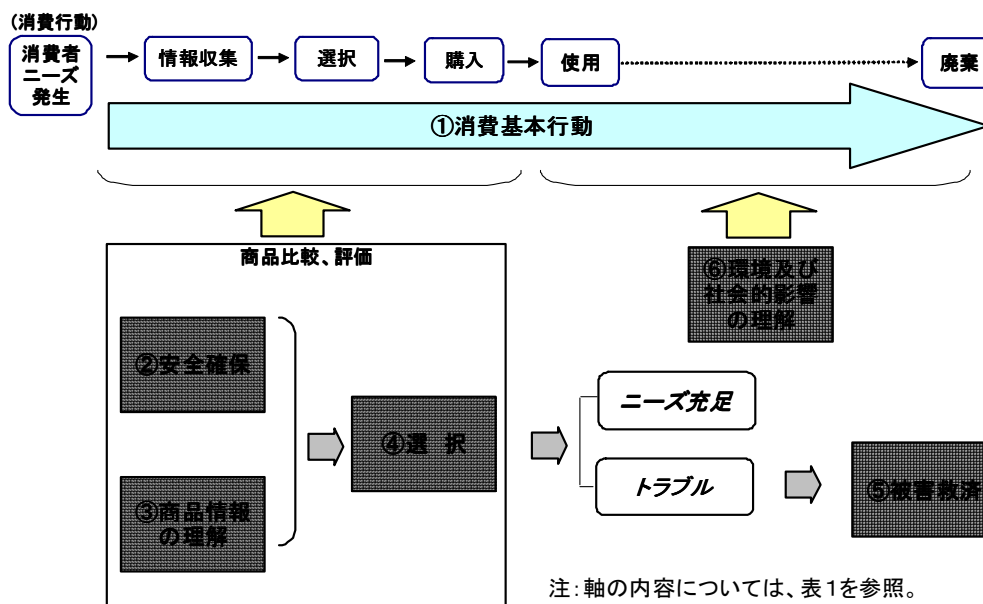
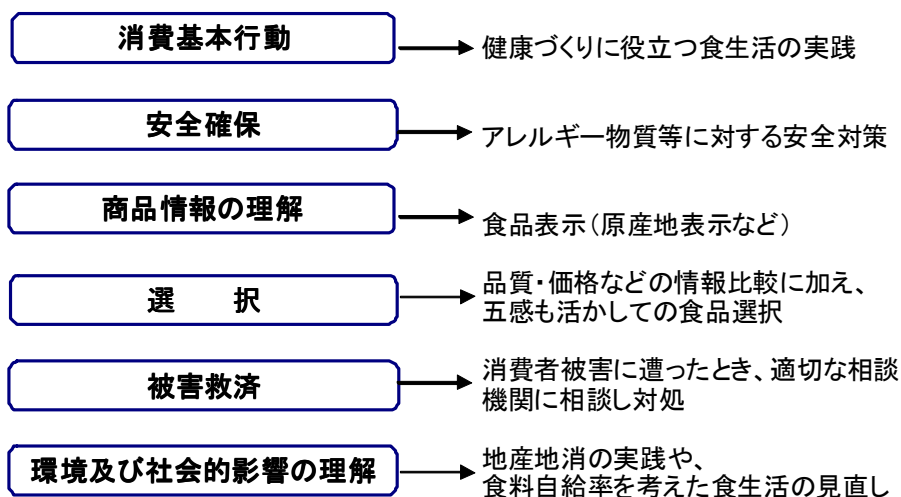


図2 「食」について学習する場合、‘体系化の軸’別学習内容の例



(3) ライフステージの分類

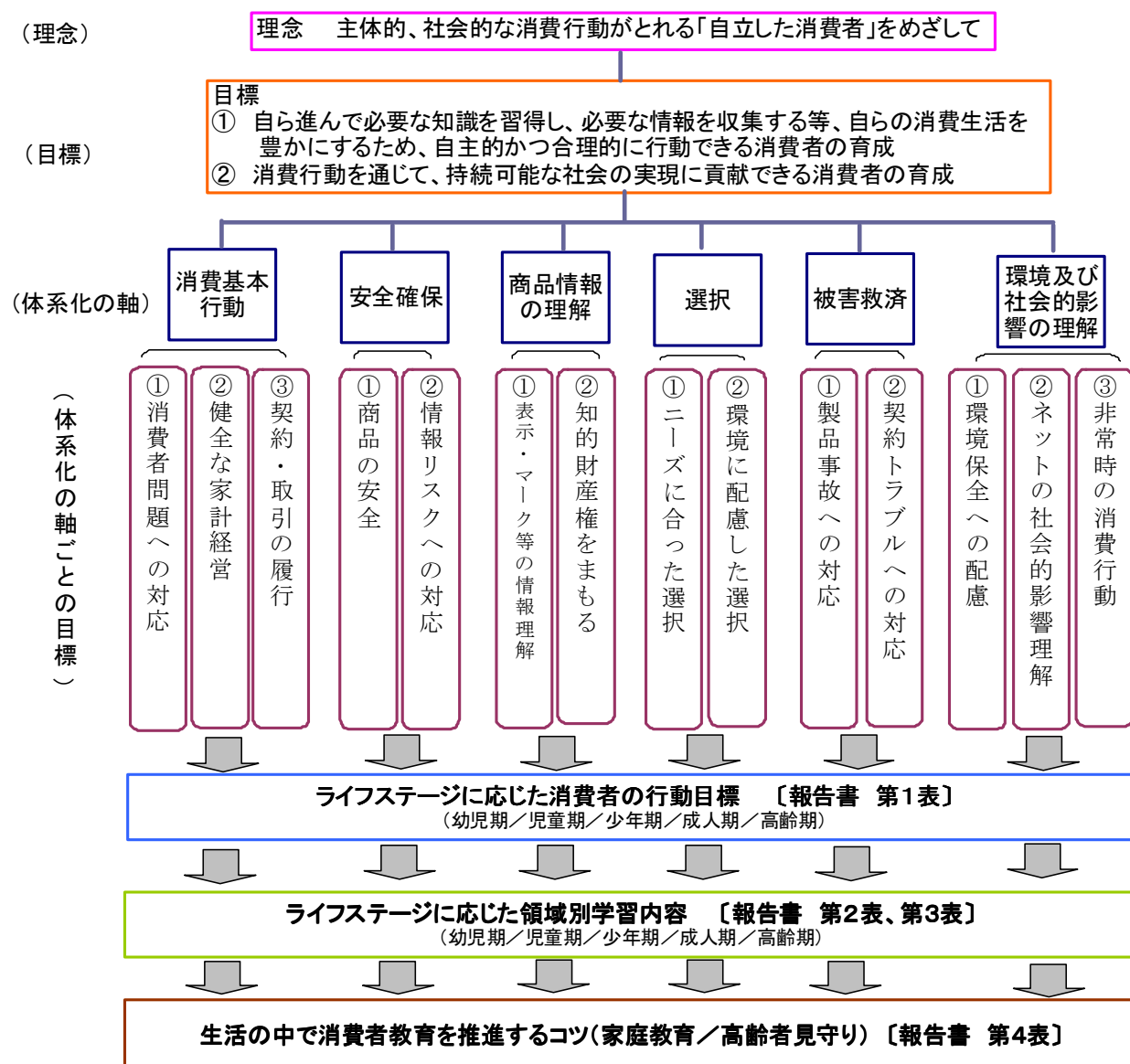
ライフステージの特徴等に注目して、大きく5つ分類を設定。

- ① 幼児期 (就学前まで)
- ② 児童期 (就学から小学校卒業まで)
- ③ 少年期 (中学校入学から高等学校卒業程度まで)
- ④ 成人期 (高等学校卒業以降の大学生や社会人等)
- ⑤ 高齢期 (成人期のうち、特に高齢者)

(4) 体系シートの構成

- 第1表 消費者教育の目指す目標体系シート → ライフステージ別 行動目標
- 第2表、第3表 消費者教育の体系シート → ライフステージ別 学習内容
- 第4表 家庭等で行う消費者教育のヒント → 家庭教育や地域見守りの中で、子供や高齢者に行う消費者教育の事例

図3 消費者教育の体系シートの構成



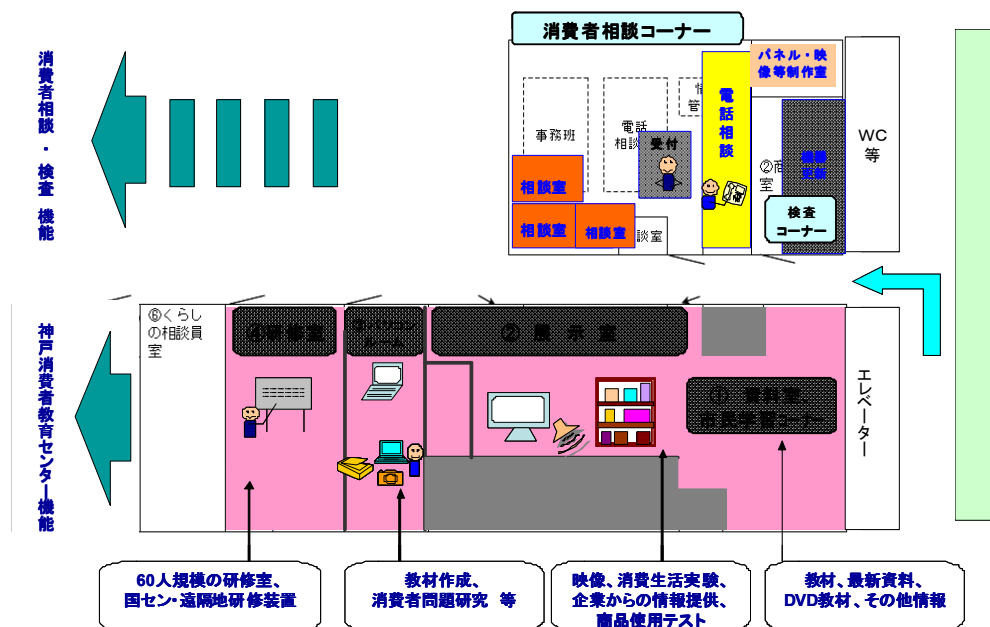
3 神戸消費者教育センターのあり方 (平成24年度内に開設予定)

神戸市生活情報センター内に整備する「神戸消費者教育センター」について、学習者・指導者の様々なニーズに応えられるよう、下記の設備等を整備する。

また、神戸消費者教育センターと、消費者庁、(財)消費者教育支援センターなどの国等との連携や、民間団体（ACAP（注）、生活協同組合、業界団体など）、市の消費生活に関連した部局（福祉、衛生、環境、農水産、住宅、防災など）とも連携し、神戸が消費者教育の広域的な拠点となれるよう、消費者教育に関する情報の収集・発信を行う。

（注）ACAP：社団法人 消費者関連専門家会議

神戸市生活情報センター イメージ図



【神戸消費者教育センターの概要】

①資料室、市民学習コーナー

- ・教材（DVD教材なども含む）
- ・最新の消費者問題に関する資料

②展示室

- ・パネル、ディスプレイ、電子看板を使った「映像展示」
- ・消費者による「商品使用テスト」
- ・消費生活に関する実験や機器を使った計測による「体験学習」
- ・ACAP及び加盟企業発行の消費者向け資料が閲覧できる「ACAPコーナー」
- ・他の業界団体の資料や事業者、消費者団体などからの「生活提案コーナー」
- ・消費生活の安全や向上に役立つ製品を展示する「消費生活用品展示コーナー」

③パソコンルーム

- ・消費者問題の調査・研究
- ・教材作り
- ・専門家のネットワークづくり

④研修室（60人規模）

- ・国等との共催研修事業の実施
- ・地域団体等の主催する研修会の実施
- ・消費者教育の体系化を具体化した消費生活講座、ワークショップの開催 等

4 当面の課題

消費者教育の体系シートの検証や、体系化をもとにした教材を作成していく。